

令和2年4月に保育所等に入園される 児童の保護者の方へ



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、育児休業からの復職期限の取り扱いを変更いたします。

※今後の動向を踏まえ要請期間等が変更になる場合があります。

□育児休業からの復職について

育児休業からの復職予定の方は、原則として利用開始月内に復職することをお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、復職を延期される場合も、保育所等に在籍することができる取扱いといたします。この場合は、5月末までの間に復職してください。（市への連絡等は不要です。）

なお、雇用主の都合等で5月末までの復職が難しい場合は、施設所在地の各区子育て支援センターもしくは各保健福祉課までご相談ください。

当該取扱いは、保育所等へのお子様の在籍を確保するものであるため、利用者負担額（保育料）は発生いたします。

なお、4月末までは、ご家庭での保育の協力を要請しており、要請期間中に限り、利用者負担額（保育料）は、欠席日数に応じて日割り計算となります。

□慣らし保育について

復職を延期し、家庭での保育にご協力いただく場合は、慣らし保育の開始時期等が当初の予定から変更になります。入園される施設へご連絡いただき、利用開始日の調整をお願いいたします。